

議事日程(第4号)

令和5年6月27日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第31号 令和5年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第33号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 請願第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
提出を願う請願書
- 日程第4 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第5 陳情第3号 うきは市議会予算特別委員会及び決算特別委員会の市民への情報公開
をできる限り速やかに進めることの陳情
- 日程第6 追加議案上程 意見第1号から意見第2号まで 2件
- 日程第7 意見第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
(案)の提出について
- 日程第8 意見第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)
の提出について
- 日程第9 諸報告
- 日程第10 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
(1) 農業政策の課題に関する調査
(2) 所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
(1) 子ども子育てに関する調査
(2) 中学校現地調査
(3) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第31号 令和5年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第33号 うきは市道路線の認定について

- 日程第3 請願第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
提出を願う請願書
- 日程第4 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第5 陳情第3号 うきは市議会予算特別委員会及び決算特別委員会の市民への情報公開
をできる限り速やかに進めることの陳情
- 日程第6 追加議案上程 意見第1号から意見第2号まで 2件
- 日程第7 意見第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
(案)の提出について
- 日程第8 意見第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)
の提出について
- 日程第9 諸報告
- 日程第10 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
(1) 農業政策の課題に関する調査
(2) 所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
(1) 子ども子育てに関する調査
(2) 中学校現地調査
(3) 所管事務調査

出席議員 (14名)

1番 榑藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。それでは、今日、最終日になりますが、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 議案第31号

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案第31号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

ただいま議題となりました、議案第31号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の所管に関する事項については総務産業常任委員会に付託されましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告します。

2款1項14目地域コミュニティ推進費、17節備品購入費は、宝くじ助成金の交付決定がなされたことによる増額補正で、山春地区自治協議会管内の行政区公民館にテーブル、椅子、音響設備等の備品を購入するものです。自治協議会単位で順番を回しており、2周目に入ったところです。自治協議会によっては、行政区が少ないところもあるので、行政区で回してはどうかという意見が出されましたが、執行部としては、これまで自治協議会で取りまとめている経過があるので、現在のやり方を継続していきたいとのことでした。また、単に備品を購入だけでなく、250万円の金額の中で企画・立案することも必要ではないかとの質疑があり、自治協議会にどうするかは以前投げかけたことがあるが、このまま継続の意見が多かった。企画は提案していきたいとの答弁でありました。

次に、6款1項農業費、スマート園芸実証プロジェクト委託料の増額補正です。何がどうスマートになるのかという質疑に対して、温度、二酸化炭素濃度、施肥・消毒等の栽培記録、収量等をデータに取り込み検証することにより、ハウスの開け閉めの頻度を下げるなどの作業日数を減らすことが見込まれる。作業工程の見直しによるスマート化を推進していくとの答弁がありました。今後の計画について確認すると、JAに委託し、まずはイチゴについて、9月の定植から3月まで検証を行い、検証結果によっては他部会に報告し、希望があれば活用していく。ほかの国県の事業メニューに乗せることができるかについても検討するとの説明でありました。1作ではデータとして足りないので、機器を購入し継続して検証を行っていくとのことでした。

次に、7款1項商工費、温泉・宿泊施設活性化事業委託料の増額補正です。福岡県宿泊税交付金の交付額確定により補正を行うもので、市内宿泊者に対し、タクシーチケットと観光クーポンの配付を行うものです。積算根拠については、タクシーチケットは初乗り料金700円掛ける1,500人、観光クーポンは1,000円掛ける6,000人、それから、アプリ開発費を見込んでいたとの説明でありました。宿泊税交付金は令和3年度から交付されていますが、年々宿泊者の伸びに伴い、交付金も増額されているとのことでした。

同じく7款1項商工費、道の駅うきは物価高騰対策支援金の新規計上です。コロナ臨時交付金

がなくなっても電気代高騰分の支援を続けるのかとの質疑に対して、一時的な物価高騰と見ており、今後、必要に応じて在り方を検討するとの答弁がありました。

次に、8款2項道路橋りょう費、橋りょう補修工事費の増額補正です。浮羽橋の補修工事に係るもので、当初予算では3,500万円計上、今回の補正予算で4,900万円の増額、合計8,400万円の事業費となるものです。本会議の質疑では、幅員が狭いので架け替えを検討してはどうか、また、地元の意見を聞いてはどうかとの意見が出されました。委員会においては、執行部より改めて詳細な説明を受けました。

まず、基本的な考え方として、平成29年3月うきは市議会定例会において「公共施設等総合管理計画」を可決しています。計画では、更新時期を迎える公共施設や道路、橋りょうなどのインフラ資産について財政負担等を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としており、昨年3月には橋りょうに関しては、更新周期を80年まで延長することで更新費用の縮減を目指すという改定を行っています。この計画が橋りょう補修に係る考え方の基本となるものです。

「橋りょうの個別施設計画」では、市が管理する道路橋は全部で580橋。そのうち定期点検により早期措置段階と判定されているものが、現時点で12橋あります。早期措置段階とは、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態にあることを意味しており、緊急性を要するため、令和3年度から7年度までの5か年で修繕工事を計画的に予定し、市民の皆さんの通行に支障が生じないように対応しています。仮に架け替えとなった場合、総事業費が概算で示されましたが、その他の橋りょうの在り方にも大きな影響を与えることになります。事業費はもちろん、工事期間も大幅な変更を余儀なくされ、さらに多くの橋りょうの老朽化が進行する中で、緊急を要する橋りょうの補修工事は次々に発生してきます。このような状況で、浮羽橋架け替えの必要性について、改めて基本的考え方に立ち返って審査を行ったところです。

また、現地調査を実施した際には、安全性の観点から、早急に修繕の必要があることは明らかである。早期措置判定である3判定になる前を見つけるような橋りょう点検の在り方を考えてほしいとの意見が出されました。なお、地元からこの間、要望がなかったか確認すると、架け替え・拡幅とも要望等はなかったとのことでした。委員会では、地元住民に対する丁寧な説明を強く求めました。

執行部としては、住民の理解をいただけるよう丁寧な説明に努め、計画に基づいて修繕工事を実施することをお願いしていくとのことでありました。

議員としては、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を踏まえ、市の財政事情を正しく理解した上で議決することが責務であります。加えて、議員も市民に対する説明責任を果たすべき立場にあるということ認識しておかなければなりません。

以上のことから、委員会としては現地調査も実施の上、今回の補正予算に対して理解を示したところではあります。

次に、8款5項下水道事業費、下水道使用料の減免に伴い、下水道事業会計負担金として3,817万3,000円、一般会計より繰り出すものです。減免実施時期については8月で調整しているとの説明がありました。今回の一般会計補正予算、4款2項し尿汲み取り世帯等支援金も同じく8月であるか問うと、8月で調整しているが、下水道使用料は減免、し尿くみ取りは申請が必要なのでずれるかもしれないが、致し方ないと考えているとの答弁でした。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤です。

一般会計補正予算案（第3号）28ページ、8款2項4目橋りょう維持費について、先日の議案質疑で私も質問をさせていただき、その内容も踏まえた総務産業常任委員会の議論の経過について、ただいま伊藤常任委員長より詳細な御報告をいただきました。総務産業常任委員会での複数回、また長時間にわたる議論と現地視察、担当課との折衝を経て、現浮羽橋橋りょうの維持、活用については、うきは市個別施設計画に基づく増額補正での補修工事が必要な事業であるとの見解が示されましたので、総務産業常任委員会の慎重な審議と、その見解を尊重し、その議決内容に特段の異論はございません。

この場で私からは、昨日、急遽行われました全員協議会、これは本会議中の議論ながら、議事録や動画等での広く市民へ閲覧に供されるものではないことであることから、その議論内容も含め、今後の橋りょう維持費を含めた市の個別施設計画や公共施設等総合管理計画の進め方について、2点の要望を申し上げます。なお、この発言は、本補正予算審議に係る執行部並びに所管部署に対する今後の要望のため、総務産業常任委員長並びに執行部にこの場で特段の答弁を求めるものではございません。

まず1点目に、今後の計画に基づく補修工事等の実施に当たり、現況や経年、概算事業費などと併せまして、老朽化した施設に関しては、その歴史的な経過や背景についても十分調査を行うことを要望いたします。今回の浮羽橋については、議案説明や質疑、総務産業常任委員会の審議の後に、浮羽橋のトラス橋部分が架設年次以前の構造物である疑いが生じたり、床版施工時に、その腐食を誘発する海砂の使用が疑われたりしたため、議論が滞ることとなったというふうに承知をしています。浮羽橋の架橋年次である昭和29年3月は、皆様も御承知のとおり、戦後から

まだ10年もたたないような混乱の時期、加えて、前年昭和28年6月の大水害で甚大な被害を受けたこの地においては、大混乱の中で生活インフラを早期復旧するために、今では想像もつかないような様々な措置が取られたやもしれません。今後そうした時代背景や歴史的な経過も十分に検証することで、今回生じたような疑義を生まぬことにつながると思いますので、ぜひこの点について御考慮いただきますよう、要望いたします。

2点目は、長寿命化や架け替え事業などと平行をして集約化、また撤去などについても、総合的かつ計画的に行うことを要望いたします。公共施設等については、公共施設等総合管理計画で長寿命化や建て替え、複数ある類似施設の集約については、10年から30年の計画期間を明示し、実施時期や必要な準備等が細かに示されております。一方で今回の橋りょうに関しては、早期措置判定、いわゆる3判定でございますが、これを受けた12橋のこの5年間の修繕工事計画はしっかりと示されておりますが、市の個別計画にも明記をされている集約化や撤去についての計画は全く示されておられません。今回の質疑や全員協議会の議論の中で、本市が管理する橋りょうは580橋あり、今後の修繕や架け替えは財政的にかなりの困難を極めるという執行部側の見解が示されました。

そうした中での長寿命化には、私ども議員も一定の理解をするところでございますが、一方で長寿命化による課題の先送りとも取られかねない、こういった状況が続くことは、子供たちの世代へのつけになる部分もあるというふうにも考えることができると思います。平成31年策定の橋りょうに関する個別施設計画では、集約化、撤去、これに関しては5年に1橋程度、地域との円滑な合意形成等を図っていくというふうに記されております。地域事情や市民感情からすると、なかなか容易に取り組めない事業であるとは十分に理解はできますが、だからこそ早い時期、そして計画的に、時間をかけて取り組むべきことだというふうに考えます。長寿命化、架け替えとともに有効な集約、撤去を進めていく計画の策定を切に要望し、私は発言を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点だけ確認をさせてください。

1点目は、2ページの今の橋りょう費に関することですが、「次に」からの5行目、「委員会において執行部より改めて詳細な説明を受けました」、それから同じく2ページ、下から7行目、「また現地調査を実施した際には」ということですので、このように執行部からの詳細な説明、そして現地調査を行った上で、昨日の全員協議会での説明であったというふうな理解でいいのかというのが1点です。

2点目は、今回このようないろんな審議をしたこと自体はよかったと思うんですが、先ほどの「次に8款2項」というところの3行目に、本会議の質疑では幅員が狭いので架け替えたらどうか等々の意見が出たということですので、今回のことを振り返ると、本会議の質疑では執行部か

らの提案が不十分であったという理解でよろしいのか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 執行部からの説明は十分、何回もやっています。それで、委員会でも全会一致ということでありました。

それと、現地視察は行いました。そこでもいろいろ質問が出ました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 要望をお願いします。

前回、下水道減免については、下水道だけでなく、くみ取りのほうもお願いしたいと強く要望しておりました。ところで今年、今回、くみ取りも入れてもらっておりますので、ここで執行部の皆さんにお礼を言いたいと思います。

それと、なるべくなら、し尿くみ取りは申請が必要なので致し方ないと書いておりますので、なるべく——難しいのは分かります、調査とかいろいろ申請してしなんとでしようから分かりますけど、なるべく併せてしてもらいたいなと思って、要望です。お願いしときます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

8款2項の道路橋りょう費についてです。

私も議案質疑の際に希望をお伝えしたので、総務産業常任委員会のほうで議員の皆様がこういった形で御判断されたことは、昨日の全員協議会での説明等も踏まえて十分理解はしたところなんですけれども、やはり多分地元の意見というのが、例えば、保育園の御利用者とかというのが、どうしても必ずしも地元の方ばかりではないので、若い保護者の方々がどこに要望を伝えたらいいのか分からない。自分たちの子供は、やっぱり五、六年しかお世話にならないので、その間はどうにかこうにかやりくりしようというところで、多分、希望の伝え先も分からないまま、その五、六年が過ぎていくというケースというのが十分あり得ると思うので。ただ実際、保護者の立場から言うと、あそこが非常に通行しづらい現状があるので、アーチが結構厳しくて、対向車線が見えづらいというのもあるので、要望なんですけれども、例えばミラーをつけていただくとか、何がしか対向車が分かりやすいような措置を講じていただけるとすごくありがたいのかなというふうに思っております。

それと、先ほど榎藤議員のほうもおっしゃっておられましたけれども、子供世代とか孫世代のことを考えると、私は今回は、恐らく複数の橋りょうの集約を考えるに、すごくいいサンプルの事例になったのではないかなというふうに、昨日の説明をお伺いしてすごく感じたところです。

浮羽橋に関して言いますと、県道の朝田橋が何か生じた場合の迂回路にもなり得る橋ですので、ぜひ今後はそういったところを、さっきおっしゃっていたんですけど、先々のつけの後回しをするような形ではなくて、今の世代で何ができるかというのをぜひ積極的に考えて、お取組をいただいて、御提案をいただきたいなというふうに思ったところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第31号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第3号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されておりました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には、関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、2款3項1目12節委託料、マイナポイントサポート・マイナンバーカード交付支援業務委託料867万4,000円については全額国庫支出金で、総務省はマイナポイント付与の申請期限を、5月末から9月末へ4か月延長することを決定しております。それに伴い、今後申請期限の9月に向けて申請支援業務が増大することが予想されますので、7月から9月までの3か月の業務委託を行うものとの説明がありました。

審査では委員から、報道にある請求の水増し、また誤登録等の問題は本市では発生していないかとの質疑があり、水増しはない。誤登録等の問題については、問合せがあったものとして、顔認証に不具合があったケースが2件、保険者とマイナンバーカードの住所情報相違によるものが5件、不安解消のため、特に高齢の方にはそういったところから時間をかけて丁寧に説明を行っているとの回答がありました。また、委託料が単価的に高いのではないか、従事者は何人であるかとの質疑に対しては、基本的に1日当たり6人、最大9時間稼働。申請サポートだけではなく、カード受け取りの対応業務があり、この際の対応には時間を要する。木曜日の臨時開庁や日曜開庁もあるため金額が大きくなっているとの回答でした。

次に、3款1項8目介護保険対策費2,913万8,000円のうち18節外国人介護人材家賃等支援金384万円につきましては、物価高騰により負担が生じている外国人介護人材に対して

家賃等の支援を行うことで、外国人介護職員の人材確保と定着支援を図り、質の高い介護サービスを提供することを目的としているとの説明がありました。

委員からは、介護人材への支援については、物価高騰に関わらず今後も継続した人材確保のための取組をお願いしたい。また、事業者等とのやり取りの中で出たそのときの問題を支援していくようなスキームを継続的にやっていただきたいとの要望がありました。

次に、3款2項1目18節負担金、補助及び交付金975万円の増額でございます。物価高騰に伴う独自支援策として2つの事業を計上、子育て世帯生活支援特別給付金（学生等世帯分）は、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯で、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の年齢要件に該当しない大学生を養育する者に対し特別給付金を支給するもので、対象見込みは30名、1人5万円で総額150万円を充てている。また、住民税均等割のみ世帯分については、令和5年度生活支援特別給付金、その他の低所得子育て世帯分の支給要件に該当しなかった住民税均等割の課税世帯で、ゼロ歳から18歳までの児童を養育する者に1人当たり5万円、対象者見込みは165名、総額825万円を充てているとの説明があり、委員からは、年度後半になってくると進学に困る世帯が出てくるため、広く周知をお願いしたい。また、年度後半のタイミングで広い形のサポートを検討いただきたいとの要望がありました。

次に、4款1項2目予防費5,991万2,000円の増額補正については、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、初回接種を完了した追加接種が可能な5歳以上に対して、9月から12月にかけて1回接種を行う秋開始接種と、9月から3月までの小児及び乳幼児接種を行うための経費との説明がありました。

委員からは、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わってから、ワクチン接種での取扱いの違いはあるか。また、その点で子供の接種が任意であることへの取扱いについてはどのようなになっているかとの質疑があり、変わりはないが、市民のワクチンに対する意識が変わってきていると考えられるので、接種会場やコールセンター等の体制の調整をしていきたいと考えている。乳幼児の接種は任意であることも個別のお知らせにはしっかり記載しているとの回答がありました。

最後に、10款2項2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金、小学校給食支援金561万6,000円についてですが、物価高騰による市内小学生の保護者負担軽減のため、給食費1か月分の支援を行うもので、算定根拠は1か月3,900円掛け1,440名との説明がありました。

委員からは、なぜ1か月なのか、減免や無償化について検討は行ったのかとの質疑があり、下水道使用料や保育園の給食支援など、ほかの事業等と全庁的に合わせて1か月分としている。無償化については、国の子育て支援の基本方針が決定したが、全国的な給食の在り方を国が検討す

ることになっており、その動向を見てからと考えているとの回答がありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。
以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで報告が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第31号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第33号

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、議案第33号うきは市道路線の認定についてを議題といたします。本案は総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

ただいま議題となりました、議案第33号うきは市道路線の認定については、総務産業常任委員会に付託されましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果を報告します。

今回は2件の市道認定です。浮羽町東隈上及び西隈上、今川橋北線及び今川橋南線です。

今川橋の架け替えに伴い、八女香春線の一部が市に移管される部分の市道認定で、延長は今川橋北線37.6メートル、今川橋南線55.9メートル、幅員は4メートルです。旧今川橋については、今年10月以降に北側、令和6年度に南側を撤去し、撤去終了後、令和6年度から7年度に久留米県土整備事務所側が市道を整備していくとの説明がありました。

以上、現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

以上で報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第33号についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 請願第1号

日程第4. 請願第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、請願第1号建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書提出を願う請願書及び日程第4、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請については厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果については、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 請願第1号建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書提出を願う請願についてと、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請については厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について一括して報告いたします。

請願第1号は、審査の前にまず紹介者の岩淵議員から、意見書（案）は昨年福岡県議会が採択した5つの項目を同様な表現を含め踏襲しており、福岡県での意見書採択状況は現時点で県議会、大牟田市議会など5自治体との説明がありました。

請願の趣旨については、アスベスト被害者救済制度がスタートしたものの幾つかの問題点があ

り、その点についての説明を受けました。

委員からは、他の自治体に提出されているものの中には、被害者救済の部分が入っていないところがあるが、どんな捉え方をすればよいのかとの質疑があり、請願によっては調査と除去に関する意見書に取りまとめているところと、企業の賠償責任を求めているところと、請願に違う部分がある。当市議会は企業の参加を求めるもので、福岡県議会のものと同じレベルのものと認識している。県議会では採択しているとの回答があり、また、県議会に提出されているものと全く同じものかとの質疑には、同じものとの回答がありました。

審査の中で委員からの主な意見としては、趣旨的にはアスベスト被害者の救済と対策の拡充に絞られているため、採択してもよい。前回提出されたものはかなり請願者に寄った形だったが、今回は趣旨、意見書共にそういう部分が省かれ、県議会も目を通して採択しているものであるため、採択してもよいというものがありました。

次に、請願第2号についてです。

まず、紹介者の竹永議員から趣旨説明及び県の市議会議長会でも議案として提出され、議決された案件であるとの説明がありました。

審査では委員から、毎年採択されている案件でもあり、また県の市議会議長会でも議決されていることから、採択してもよいとの意見が出されました。

以上、審査の結果、請願第1号、第2号ともに異議なく全会一致で採択すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、請願番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第1号についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり

り採択することに決しました。

次に、これより請願第2号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第5. 陳情第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、陳情第3号うきは市議会予算特別委員会及び決算特別委員会の市民への情報公開をできる限り速やかに進めることの陳情は議会運営委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。9番、熊懐議会運営委員長。

○議会運営委員長（熊懐 和明君） ただいま議題となりました、陳情第3号うきは市議会予算特別委員会及び決算特別委員会の市民への情報公開をできる限り速やかに進めることの陳情について、審査の経過と結果を報告します。

陳情の審査につきましては、うきは市議会基本条例第5条第3項の規定に基づき、陳情者からの説明を受けました。陳情者からは、予算及び決算特別委員会について、中継録画などの映像配信、議事録の3か月以内の公開及び議事録を図書館に置いてほしいという陳情でした。陳情者からは、近年、議会の傍聴に来ているが、特別委員会の傍聴者は少ない。映像配信もされていない。議事録が出来上がるのも6か月後で、事務局にあるのみで、市の最も大切な予算決算について、どのように質疑、議論されたのか広く知らせることが重要だとの思いから陳情することになったとの話がありました。

陳情者に退席していただいた後の議論では、映像配信をしていない理由について確認がありました。事務局からは、現在まで映像配信ができていなかったのは、機材は整っているが、操作を行う事務局員は、特別委員会中に執行部の呼出しや資料提出の問合せなどの業務があること、執行部用のマイクを数本使っており、画面切替えの操作を同時に行うのは厳しいとの説明がありました。また、機材を追加すれば対応できる可能性があるという説明もありました。さらに委員の中からも、予算及び決算特別委員会の映像配信については、以前から議会内でも議論していたところであり、近隣で映像配信していない議会が多いため、その調査を行うこととし、最終的な合

意には至っていないという意見や、総括質疑のみの映像配信ならできるのではとの意見がありました。

この結果、映像配信については、今後、前向きに協議をするとともに、施設整備に予算が伴う可能性があることを確認しました。

次に、会議録の早期の調製については、委託業者が文字起こしをした原稿を事務局で間違いな
いか確認、校正を行っておりますが、定例会の会議録の調製や閉会中の調査に伴う事務などを優
先していることもあり、6か月程度の期間がかかっております。これについては事務局に確認し
たところ、現状でも速やかに作成しており、これ以上の期間短縮は厳しい状況であるというこ
とです。

次に、予算及び決算特別委員会の会議録を図書館に置いてほしいということについては、なぜ
図書館に特別委員会の会議録を置いていないのか確認しました。事務局からは現在、本会議の会
議録を図書館や市役所内に置くことで公開している。また、図書館に置くことはできるとの回答
でした。この結果、委員会では、予算及び決算特別委員会の会議録を図書館に置くことで合意を
得たところです。

以上のような審査を経て採決を行いました。採決の結果、一部対応が厳しい部分があるが、趣
旨に賛同する意見が多く、全会一致で趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告します。

○議長（江藤 芳光君） 委員長報告が終わりました。

質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず、今の報告の1ページ、下から4行目、「機材は整っているが、操作を行う事務局員は、
特別委員会等では業務がある」ということ。そして2行目、「執行部のマイクを数本使っており、
画面切替えが難しい」、裏面に行きまして1行目、「機材を追加すれば対応できる」、それから
7行目、「総括質疑のみの映像配信ならできるのではないかと意見がありました」という結果か
ら、「この結果、映像配信については、今後前向きに協議するとともに、施設設備に予算が伴う
可能性があることを確認しました」ということになっていますが、今後、どのような形でこの陳
情者の、特に予算特別委員会及び決算特別委員会の情報公開を図られるように考えてあるのか、
お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（熊懐 和明君） 竹永議員の質問に対しては、今後、議員の皆さんたちと協議
を進めていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第3号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

日程第6. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、追加議案の上程を行います。意見第1号から意見第2号まで2件を上程いたします。

日程第7. 意見第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、意見第1号建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に朗読させます。なお、意見書（案）の朗読は省略をいたします。浦局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第1号建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月27日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員佐藤裕宣。賛成者、うきは市議会議員熊懐和明、同野鶴修、同中野義信、同竹永茂美、同高木亜希子、同権藤英樹。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 意見第1号建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について御説明いたします。

先ほど、請願付託審査結果で述べましたとおり、建設アスベスト訴訟の最高裁判決に基づいて、

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立、施行され、国の拠出による給付金制度の運用が開始されました。しかし、死亡後20年を経過した被害者等、給付金の対象から外された建設アスベスト被害者が存在しています。このため、全ての建設アスベスト被害者に国と建材製造企業からの給付金が支給される制度——補償基金制度など、必要な措置を実施するよう求めるものです。

具体的な内容は、お配りしている意見書（案）に記載のとおりで、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対しまして意見の提出をするものです。つきましては、議員の皆様方の御賛同をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第1号につきましては可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

日程第8、意見第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、意見第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。浦局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意

見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和5年6月27日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員佐藤裕宣、同熊懐和明、同野鶴修、同中野義信、同高木亜希子、同権藤英樹。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について報告いたします。

この請願は私が紹介議員でしたので、別紙の資料を委員会並びに議員の皆様方にお配りいたして説明をいたしました。

1点目は、義務教育費国庫負担制度の問題です。お配りしました資料の制度の基本的役割として、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹、機会均等、水準維持、無償制を国が責任を持って定める制度という説明を行いました。また制度の概要としまして、その下に書いてありますように、市町村が小中学校を設置し運営し、都道府県が市町村学校の教職員を任命し、給与を負担する。次の丸は、指定都市ですので割愛させていただきます。このような説明を行いました。

また、全国市議会旬報の本年4月5日号に、昨年2月から本年1月に可決した意見書の進捗状況として、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充の182意見書の採択、教職員定数の改善に94意見書の採択、少人数学級推進に84意見書の採択などなどの全国の状況も説明をしたところです。

その後、江藤議長のほうより資料を頂きました。本年度、福岡県市議会議長会で第3号議案として、義務教育段階における教育環境の改善及び充実についてということで、内容はほぼ一緒ですが、要望事項として、1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を拡充すること。2、小学校から中学校までの全学年において、35人以下学級を早急に実現すること。3、学校教育での基本的経費である学校給食費について、保護者への教育負担軽減のため、公費負担を早急に実現すること。4、正規教職員の欠員の早期解消を図るとともに、大量退職に対応するため、教職員の計画的かつ確実な採用を推進すること。それから、本年5月1日付の各小・中学校の児童・生徒数の一覧表をいただきました。この一覧表を見ますと、特に中学校においては厳しい30人以上の学級、35人以上の学級があることが分かりました。

以上のことから、意見書の1として、35人以下学級計画を中学校まで延ばすことなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教

育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを地方自治法第99条の規定により、提出することになりました。提出先は、そこに書いてあります内閣総理大臣以下の面々であります。

以上のことを説明し、厚生文教常任委員会での採択を得ましたので、本日は議員皆様方の御賛同を得て採択していただくよう、よろしく願いいたします。

以上で、私からの提案理由の説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りいたします。意見第2号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第2号につきましては可決することに決しました。可決いたしました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

日程第9. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、諸報告を行います。議員のみ配付いたしております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりでございます。御覧いただきますよう、お願いをいたします。

日程第10. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定をいたしました。

ここで高木市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第2回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げたいと思います。

6月16日から本日までの12日間開会をいたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、補正予算をはじめ、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めたいと存じます。

さて、九州北部では例年より早い5月29日に梅雨入りが発表されたところではありますが、今後は梅雨末期に向け、集中豪雨型の気圧配置となることが予想され、例年各地で多くの被害が発生しているところでございます。うきは市におきましても、過去の経験を忘れず、防災体制の再確認など、十分に気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様におかれましても、引き続き地域住民への情報提供や安全確保のための取組に御協力をお願いしたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行して2か月になろうとしております。うきは市におきましても、徐々に観光客も戻り始め、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあると感じております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。感染リスクの高い高齢者などの皆様の健康を守るため、今後も感染防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

梅雨から夏にかけて、これからますます暑くなってまいりますが、議員の皆様におかれましては、健康管理に十分留意されまして、うきは市の発展のために今後ともなお一層の御尽力を賜り

ますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変御苦
労さまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 市長の挨拶が終わりました。お知らせです。9月の定例会の開会日は
9月1日金曜日に開会を予定いたしておりますので、御報告をいたしておきます。

これをもちまして、令和5年第2回うきは市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまで
した。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 野 鶴 修

署名議員 権 藤 英 樹